

# 社労士法人 大竹事務所通信

平成 30 年 6 月 (Vol. 139)



## ご連絡先

〒541-0046 大阪市中央区平野町 2-5-14 FUKU BLD. 三休橋 301  
 電話：06-6147-4763 F A X：06-6147-4795  
 URL: <http://www.e-jinji.jp/> ・ <http://osaka-otake.com/>

## 働き方改革関連法案 本国会で成立へ

### ◆「働き方改革」関連法案、衆議院で可決

本年 4 月 6 日、国会へ「働き方改革」関連法案が提出されました。6 月 4 日現在、衆議院で可決され、参議院で審議がなされており、近く成立の見通しです。

法律案の概要は以下の通りです。

- ・ 残業時間の上限を規制
- ・ 高度プロフェッショナル制度の創設
- ・ 割増賃金率 UP の猶予措置廃止
- ・ 勤務間インターバル制度の普及促進
- ・ 同一労働同一賃金
- ・ 有休取得の義務化
- ・ 産業医の機能強化

### ◆法案の焦点は「高プロ」

法案の焦点となっているのが「高度プロフェッショナル制度」の創設です。これは、高所得の一部専門職を労働時間規制の対象から外すというもので、与党の主張によれば、年収が 1075 万円以上の高所得で専門的な技能・知識を持つ労働者が、自身の裁量で仕事を進めやすくなるというメリットがあります。

しかし、時間規制がかからないことにより、さらに長時間労働を助長するのではないかと、対象となる労働者の範囲が今後なし崩し的に拡大解釈されるのではないかなどと懸念されており、野党側が反対しています。「残業代ゼロ法」となる危険性はないのか、今後の動きに注目しなければなりません。

### ◆厚生労働省の監督強化

法律の成立に伴い、今後ますます、国指導での働き方改革実現に向けた取り組みが進んでいきます。

厚生労働省もこの流れを受けて、長時間労働削減・同一労働同一賃金実施等の為、企業に対する監督を強化していくものと思われます。より一層、企業側の意識強化・ホワイト企業化が求められます。

## 過労死等防止対策大綱の改定案を公表

### ◆平成 27 年に策定された現行版を改定

厚生労働省は 4 月 24 日、過労死等防止対策大綱の改定案を公表しました。大綱では、過労死や過労自殺を防ぐために国が取るべき対策がまとめられています。3 年ごとに見直すこの大綱を、政府は今夏にも閣議決定する方針です。今回の改定案では、将来的に過労死をゼロとすることを目指し、労働時間、年次有給休暇の取得、勤務間インターバル制度およびメンタルヘルス対策について、数値目標を設定することが盛り込まれました。

### ◆労働時間

平成 32 年までに週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を 5%以下とするとしています。また、長時間労働の是正対策として、労働時間を IC カードなどの「客観的な記録」で会社側が確認することを原則とすることが新たに明記されています。

さらに、仕事と子育てや介護を無理なく両立させるためには、長時間労働を是正し、働く人の健康を確保することによって、ワーク・ライフ・バランスを改善し、女性や高齢者が働きやすい社会に変えていくため、原則として、月 45 時間かつ年 360 時間とする時間外労働の限度について周知・啓発を行う方針です。

## ◆年次有給休暇の取得

取得率は5割を切っています。これを平成32年までに70%以上とし、特に、年次有給休暇の取得日数が0日の者の解消に向けた取組みを推進するとしています。

## ◆勤務間インターバル制度

欧州では1日24時間につき最低連続11時間の休息時間の確保を義務化していることを参考に、導入を促進します。平成29年の調査では、制度の導入割合はわずか1.4%でした。制度を導入していない企業(92.9%)のうち制度を知らなかった企業が40.2%で、この周知が課題となります。今回、新たに数値目標を盛り込むこととしています(数値は未定)。

## ◆メンタルヘルス対策

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は、長期的には増加しているものの、56.6%と未だ5割台に留まっています。これを平成34年度までに80%以上とするとしています。また、労働者のメンタルヘルスの不調の原因にもなり得るパワーハラスメントへの対策については、その予防・解決のための周知・啓発を進めることが重要であるとして、平成30年3月の検討会での報告を踏まえ、必要な対応を検討していくとしています。

【厚生労働省 第11回過労死等防止対策推進協議会配布資料】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000204334.html>

## クールビズのデメリットへの対応

### ◆今年もクールビズが始まりました！

地球温暖化対策として、夏場をノーネクタイ・ノー上着で過ごすことで職場の消費電力を減らす「クールビズ」。2018年は、5月1日～9月30日までの5カ月間が実施期間とされています。

言葉としてすっかり定着した感もありますが、皆さんは、クールビズの正確な定義をご存じですか？ クールビズとは、「冷房時の室温が28℃で快適に過ごせるように、軽装で執務する」ことをいいます。以前は「冷房の設定温度が28℃」とされていましたが、これだと実際の室温が28℃に達しないことがあり、

執務室の温度を17℃以上28℃以下と定める「労働安全衛生法の事務所衛生基準規則」と「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令」に違反するため、「冷房時の室温が28℃」と変更されました。

### ◆クールビズにはデメリットも…

環境のためにぜひ実施したいクールビズですが、生産活動を行う上でのデメリットもあります。

少し前のデータになりますが、日本建築学会の研究により、室温28℃で執務する場合、軽装だけでは暑さで仕事の能率が落ち、経済損失につながる場合もあることがわかっています。具体的には、生産性を定量化しやすいコールセンターにおいて電話交換手100人を対象に生産性と室内環境に関する測定を行った調査で、室温が25℃から1℃上がるごとに、作業能率は2%ずつ低下しました。業務の内容によっては、さらに能率が落ちることも考えられます。

### ◆デメリットへの対応策

クールビズの取組みは、生産活動の場で行うものですので、作業能率を下げない対策を講じることも必要です。

そこで、本格的に暑くなる前に、建物性能や空調設備を確認してみませんか。そして、それに合わせて可能な対策を検討しておきましょう。冷房に換気や送風を組み合わせたたり、扇風機を併用したりするだけでも、体感温度が下がり、作業能率の低下を軽減することが可能です。パソコンや照明などの発熱低減も効果があります。

上手に対策しながら、クールビズに取り組みましょう！

## 若手社員の「飲み会嫌い」は本当か？ ～平成・昭和生まれ意識調査より

### ◆「平成生まれ」と「昭和生まれ」の意識調査

ソニー生命保険株式会社が、平成生まれ(20歳～28歳)と昭和生まれ(52歳～59歳)を対象にアンケートを行い、『平成生まれ・昭和生まれの生活意識調査』として公表しました。同調査から、それぞれの有職者に対して仕事にまつわる質問を取り上げます。

## ◆「仕事に対する考え方」の傾向

理想的な仕事は「給料が高い仕事」と「やりがいがある仕事」のどちらかという質問に対し、平成生まれは「給料が高い仕事」の方が56.7%と多く、昭和生まれは「やりがいがある仕事」の方が61.8%と多い結果となりました。

また、残業が多い人は「頑張っている人だと思う」か「仕事ができない人だと思う」か、という質問では、「頑張っている人だと思う」が平成生まれで60.1%、昭和生まれで52.5%となりました。同調査は「働き方改革を掲げ、業務効率改善や残業時間削減の方針を打ち出す企業は増加していますが、平成生まれには、“残業が多い＝頑張っている”と考える人が多いようです」としています。

## ◆「飲み会」への考え方

勤務先でのイベントは「積極的に参加したい」か「プライベートを大切にしたい」か、という質問では、平成生まれの61.5%、昭和生まれの71.3%が「プライベートを大切にしたい」と回答しており、昭和生まれのほうがより多い結果となりました。

同調査はこの結果を、若手はいわゆる“飲みニュケーション”に消極的などといわれることがありますが、必ずしもそうではないようだ、と総括しています。

シズン時計が昨年行った「社会人1年目の仕事と時間意識」でも、「実際にあった飲み会の頻度」が「理想の飲み会の頻度」より少ないという結果となり、同社も「職場のコミュニケーション機会として『もう少し誘って欲しい』と考えている新入社員もいる」と、さきほどの調査と同様の結論となっています。

俗に「5月病・6月病」などともいわれるように、入社・新年度からしばらく経ち、新しい環境に適應できず思い悩んでしまう若手が増える時期です。気になる社員をみかけたら、あまり気負うようなことなく、お酒の席へなどへ誘ってみてはいかがでしょうか。

## 6月の税務と労務の手続【提出先・納付先】

### 1日

- 労働保険の年度更新手続の開始<7月10日まで>  
[労働基準監督署]

### 10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付  
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出  
<前月以降に採用した労働者がいる場合>  
[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出  
<前月以降に一括有期事業を開始している場合>  
[労働基準監督署]
- 特例による住民税特別徴収税額の納付  
[郵便局または銀行]

### 7月1日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付  
<第1期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

### 雇入時及び毎年一回

- 健康診断個人票 [事業場]

## 編集後記

雨のシーズンが近づいてきました。今年は6月の降水量が例年より多めだとの予報が出ています。日常生活に支障が出るような土砂降りが多くないように願うばかりです。

今月も最後までお読みくださり、有り難うございました。(R.0)